

退職後の保険証は使えません！

すみやかに保険証のご返却を

退職後に保険証を返却せず、無効な保険証を医療機関等で使用する「資格喪失後受診」が増えています。資格を喪失された方が、誤って保険証を使用してしまうケースを防ぐため、保険証は確実に回収をお願いします。

保険証は退職日（資格喪失日の前日）までしか使用できません

従業員が退職される際には、必ず従業員とご家族分の保険証を回収いただきますようお願いいたします。

※ご家族（被扶養者）が扶養から外れた場合は、扶養から外れた当日から保険証は無効です。

※保険証の返却がない場合は、ご本人に協会けんぽより返却の催告状が送付されます。

「資格喪失届」には保険証を必ず添付してください

事業主が資格喪失届を日本年金機構に提出する際、従業員から回収した保険証を添付（同時提出）することが義務付けられています（健康保険法施行規則 第51条）。

※加入者ご本人（被保険者）が資格を失った場合は、同日でご家族（被扶養者）の資格も失われます。

※電子申請にてご提出いただく場合、健康保険証は郵送等で（電子申請の到達番号がわかる画面を添付の上）日本年金機構にご返却ください。

健診結果の「要治療」判定を放置していませんか？

早期受診で重症化を予防しましょう

協会けんぽ茨城支部では、健康診断の結果、「要治療」と判定されながら医療機関を受診していない方あてに、医療機関への受診を促す案内を送付しています。

高血圧の場合

- ☐ 収縮期血圧が160mmHg以上
または
- ☐ 拡張期血圧が100mmHg以上

放置すると 脳梗塞等のリスクが高まる

協会けんぽから受診を呼びかける
案内を送付しています

糖尿病の場合

- ☐ 空腹時血糖が126mg/dl以上
または
- ☐ HbA1c (NGSP) 値が6.5%以上

放置すると 壊疽により四肢切断、
網膜症による失明等の恐れ

特に数値の高い方には、
お電話でもご連絡しています

※委託機関(株式会社 エム・エイチ・アイ)よりご連絡いたします。

従業員の皆さまの健康増進のため、協会けんぽ委託機関からの電話のお取次ぎにご協力ください
協会けんぽ茨城支部では、早期に医療機関を受診する必要がある方がいらっしゃった場合に事業所さまを通じて委託機関(株式会社 エム・エイチ・アイ)よりお電話を差し上げております。恐れ入りますが、従業員さまへの電話のお取次ぎのご協力をお願いいたします。



お知らせ

【生活習慣病予防健診を受診される方へ】
受診できる健診機関が増えました！

新規

石岡共立病院健診センター
(石岡市大砂10528-25)

詳細は協会けんぽ茨城支部のホームページを
ご確認ください。

【事業主さまへ】生活習慣病予防健診を受診しない場合は・・・

「定期健康診断結果」をご提供ください

ご提供
いただきたい方

40歳以上の協会けんぽに加入している被保険者（お勤めされているご本人）さま
かつ
生活習慣病予防健診を受診されない方

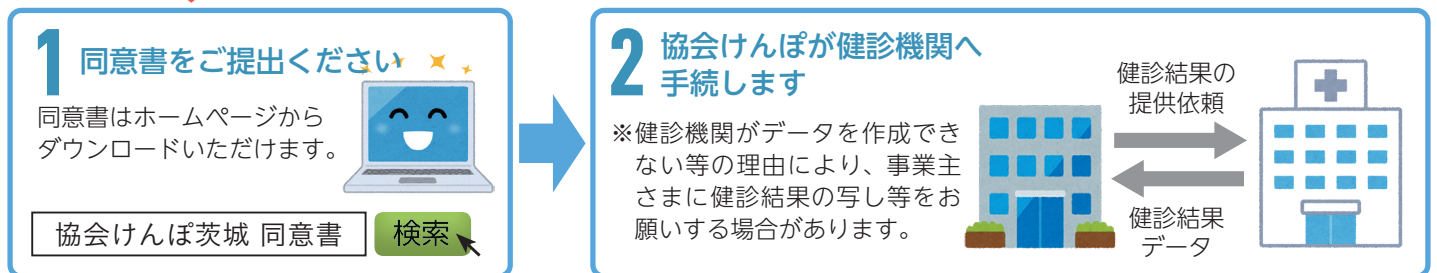
※生活習慣病予防健診利用者の健診データは、健診機関から協会けんぽに直接提供されるため、生活習慣病予防健診を受診されている方、または受診予定の方の**健診結果の提供は不要**です。

従業員の健診結果を提供することは個人情報の問題はないの？

健診結果の提供は法律で義務付けられています。

法令で規定されているため、個人情報の観点から事業主さまが法的な責任を問われることはありません。

提供の流れは簡単！



提供のメリットがたくさん

①健康サポートを無料でご利用いただけます！

保健師・管理栄養士が無料の健康相談を行っています。病気が重症化する前に予防し、健康づくりをお手伝いします。

②健康経営の取組に！

経済産業省の「健康経営優良法人」の認定要件の一つに「40歳以上の従業員の健診結果データの提供」があります。健診結果の提供が、健康経営の取組の第一歩となります。

③保険料率の抑制につながります！

インセンティブ制度により、皆さまの取組が健康保険料率に反映されます。健診実施率（健診データ取得率）も評価指標のひとつとなっておりますので、ご協力をお願いします。

健康保険の 豆知識

医療費が高額になりそうときは 「限度額適用認定証」の交付のお手続きを

医療機関窓口でのお支払いが高額な負担となりそうときは、限度額適用認定証を保険証と併せて医療機関窓口に提示すると、窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなり、窓口負担額が軽減されます。

1
申請書を
協会けんぽへ郵送



2
限度額適用認定証を
お届け



3
保険証と併せて
限度額適用
認定証を提示



- ・限度額適用認定証の発行が不要の場合もございます。
- ・同月に入院や外来など複数受診がある場合は、高額療養費の申請が必要となることがあります。



【皆さまへお願い】協会けんぽへの各種申請手続きは郵送でお願いいたします！



全国健康保険協会 茨城支部
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>

〒310-8502
水戸市南町3-4-57
水戸セントラルビル
☎029-303-1500(代表)

申請書のダウンロードができます
申請書の記入方法のポイントも公開中です

協会けんぽ 茨城

検索